

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第111号）

改正後	改正前
<p>第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 発行者の状況 <u>「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</u> <u>ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、発行者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。</u></p> <p>(14) ~ (16) (略)</p>	<p>第五号の三様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 発行者の状況 <u>「3 発行者の概況」から「7 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</u></p> <p>(14) ~ (16) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (21) (略) (22) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。 ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、受託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社においては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(23) (略) (24) 原委託者の状況 原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。 ただし、「主要な経営指標等の推移」については、最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。また、原委託者の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社においては10事業年度）に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。</p> <p>(25) ・ (26) (略)</p>	<p>第五号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (21) (略) (22) 受託者の状況 「1 受託者の概況」から「4 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(23) (略) (24) 原委託者の状況 原委託者が会社の場合、「(1) 原委託者の概況」から「(4) 経理の状況」までの事項については、企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式「第二部 企業情報」の「第2 企業の概況」から「第6 経理の状況」までに準じて記載すること。</p> <p>(25) ・ (26) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十五号様式 【表紙】 【発行登録番号】 _____ 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 発行予定額又は発行残高の上限</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。 <u>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定している内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）であるときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> (5) ~ (8) (略)	<p>第十五号様式 【表紙】 【発行登録番号】 _____ 【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 発行予定額又は発行残高の上限</u> 発行登録による募集又は売出しを予定している内国投資証券の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</p> (5) ~ (8) (略)

改 正 後	改 正 前
<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> <u>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</u> <u>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期投資法人債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>第十五号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(1) <u>発行予定額又は発行残高の上限</u> <u>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期投資法人債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第十六号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 <u>発行登録書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 発行予定額又は発行残高の上限 <u>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</u> <u>なお、「発行残高の上限」を選択した場合であって、発行登録による募集を予定しているときには、この発行登録書の提出日前に募集により発行された短期外債のうちこの発行登録書に記載した発行予定期間内に償還が予定される短期外債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>	<p>第十六号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【発行登録番号】</p> <p>【提出書類】 <u>発行登録書</u> (略)</p> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(1) 発行予定額又は発行残高の上限 <u>本発行登録に基づき募集又は売出しをすることができる短期外債の発行価額又は売出価額について、「発行予定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限額」の金額を記載すること。</u></p> <p>(2) ・ (3) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第二十一号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) ~ (c) (略) (d) 今回発行登録により募集を行う内国投資証券の形態が投資法人債券（短期投資法人債を除く。）である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。</p> <p>(6) ・ (7) (略)</p>	<p>第二十一号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) ~ (c) (略) (新設)</p> <p>(6) ・ (7) (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第二十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。 (5) これまでの募集(売)実績 a (略) b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) ~ (c) (略) (d) 今回発行登録により募集を行う外国投資証券の形態が外国投資法人債券(短期外債を除く。)である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国投資法人債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国投資法人債の償還期日及び償還額を記載すること。 (6) ~ (8) (略)</p>	<p>第二十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 (5) これまでの募集(売)実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) ~ (c) (略) (新設) (6) ~ (8) (略)</p>

改正後	改正前
<p>第二十二号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 _____ 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。 <u>なお、発行残高の上限を記載した場合であって、今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券であるときには、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうち当該発行登録書に記載された発行予定期間内に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を欄外に記載すること。</u></p> <p>(5) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に発行残高の上限を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) ~ (c) (略) <u>(d) 今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された社債のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される社債の償還期日及び償還額を記載すること。</u></p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>	<p>第二十二号の二様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 _____ 【提出書類】 発行登録追補書類 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (3) (略) (4) 発行登録書の内容 a・b (略) c 「発行予定額又は発行残高の上限」欄には、発行登録書に記載された発行予定額又は発行残高の上限を記載すること。</p> <p>(5) これまでの募集（売出）実績 a (略) b 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。 (a) ~ (c) (略) (新設)</p> <p>(6) ~ (8) (略)</p>